

# 質 疑 応 答 書

業務名

広島市水道料金等徴収業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
26	仕様書2頁 (6)委託業務の営業日及び営業時間ウ	水道メーターの検針は、計画に基づき実施するとあります。 後述の計量事務で検針計画の作成、提出とあります。 検針地区をブロック単位で設定していると推測しますが、計量業務については土曜、日曜、祝日も実施しているという認識でよろしいかご教示ください。	給水区域を6ブロックに区分し、原則として日曜日を除いて水道メーターの検針を実施するよう「検針計画表」を作成します。 ただし、現状としては1月1日から1月3日、5月3日から5月5日については検針を実施せず、前月末の3日間（日曜日及び12月31日を除く。）に検針を繰上げて実施しています。
27	仕様書2頁 (7)水道料金オンラインシステム等の使用ア	営業日および営業時間以外に計量業務を実施する場合、オンラインシステムは稼働しない、よって検針データの抽出及びハンディターミナルへの配信は行えないという認識でよろしいかご教示ください。	基本的にはお見込みのとおりです。 しかしながら例外として、12月末の繰上げ検針の最終日（閉庁日）、3月及び4月の土曜日などにはオンラインシステムを稼働させますので、協議のうえ、検針データの抽出及びハンディターミナルへの配信を行うことは可能です。
28	仕様書4頁 (2)計量事務ウ (チ)	契約期間内における広報紙の配付件数をご教示ください。	令和4年度における1年間の配付件数は、53万9千件以内と見込んでいます。契約期間内においても、1年につき同程度の数量を配付します。
29	仕様書6頁 (6)収納事務イ (イ)	納入方法が広島市水道給条例施行規程第29条の2で規定する集金制である対象者の件数を営業所毎にご教示ください。	令和4年度第1期における集金制の対象者は、中区、西区、安芸区、安佐南区及び佐伯区に各1件でした。

注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。

# 質 疑 応 答 書

業務名

広島市水道料金等徴収業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
3 0	仕様書 6 頁 (6)収納事務 ウ (ア)	収納した現金等の金庫保管から、出納取扱金融機関等への払込みにおける流れをご教示ください。	出納取扱金融機関等への公金払込みは、前営業日の 13 時から当日の 13 時までに収納した現金等について、当日中に持参して行うこととしています。 当日の 13 時以降に収納した現金等については、営業時間終了後から翌営業日の 13 時まで、営業所内に設置する受注者の耐火金庫（別紙 8 費用負担区分表に記載している。）に保管します。
3 1	仕様書 7 頁 (7)清算事務 ウ (ア) a, b	現地訪問用清算情報の作成について、ハンディターミナルで実施するものと清算票を出力して実施するもの、両者の違いをご教示ください。	ハンディターミナルでは、清算検針データの抽出前にその都度、町・丁目の担当者を割り当てる入力処理が必要となりますが、基本的には計量事務のハンディターミナルと同様の手順でメーター検針と調定を行うことができます。 一方、清算票では、1 件 1 枚の紙帳票を料金システムから印刷出力して担当者に割り当て、メーター検針を行い、帳票に記録した指示数などを料金システムに手入力して調定を行います。
3 2	仕様書 7 頁 (8)滞納整理事務 ウ	給水停止対象者の条件をご教示ください。	滞納件数が 2 件以上又は給水停止を行う必要があると認めるものに対し、給水停止を予告しています。

注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。

# 質 疑 応 答 書

業務名

広島市水道料金等徴収業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
3 3	仕様書 11 頁 12 酸素欠乏危険作業主任者の選任	暗渠、ピット等の内部における検針を実施するため、酸素・硫化水素濃度測定器および、空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具は受託者で準備する必要がありますか。	暗渠、ピット等の内部における検針を実施するため、現状では、少なくとも酸素・硫化水素濃度測定器 1 台が必要となります。これについては、発注者から貸与できませんので、受注者（受託者）で準備してください。
3 4	仕様書 32 頁 別紙 7 業務履行上の目標値	過去 5 年間の収納率及び誤検針率をご教示ください。	<p>収納率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度 98.0%</li> <li>・平成 30 年度 98.2%</li> <li>・平成 31 年度 98.3%</li> <li>・令和 2 年度 98.3%</li> </ul> <p>※ 令和 3 年度については、決算認定前のため公表できません。</p> <p>誤検針発生率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度 0.02‰</li> <li>・平成 30 年度 0.03‰</li> <li>・平成 31 年度 0.02‰</li> <li>・令和 2 年度 0.02‰</li> <li>・令和 3 年度 0.01‰</li> </ul>
3 5	仕様書 34 頁 別紙 8 費用負担区分票 消耗品	料金システム用、督促徴収システム用及び水道施設情報管理システム用プリンターで使用するトナー及びコピー用紙について、昨年度における貴市での使用実績に対する金額をご教示ください。	<p>全営業所（発注者分を含む。）における年間の見込数量と令和 3 年度購入単価（税込）は、次のとおりです。</p> <p>【トナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金システム用（督促徴収を含む。） 7 2 個、単価 2 6, 6 2 0 円</li> <li>・水道施設情報管理システム用 1 個、単価 2 6, 0 1 5 円</li> </ul> <p>【コピー用紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A 4（2500 枚） 1 9 8 箱、単価 1, 7 0 5 円</li> <li>・B 4（2500 枚） 8 箱、単価 2, 6 6 8 円</li> </ul>

注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。